

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課

水産課

法令名	佐賀県漁港管理条例			法令番号	昭和48年条例第16号		
手続名	甲種漁港施設の占用等の許可			根拠条項	第11条第1項		
審査基準	<p>次の各号のうち関係する要件を満たす場合において許可を与える。</p> <ol style="list-style-type: none"> 漁港施設用地等利用計画に定められた利用目的と一致すること ただし、軽微な処分で本来の用途又は目的を妨げない限度においてするもの又は漁港の機能に支障を与える恐れのないもの若しくは当該処分をすることにより漁港施設等の効用を増進するものについてはこの限りではない。 国の補助金等によって取得した漁港施設については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律に基づき、同法第22条の規定による農林水産大臣の承認を得ていること 漁港の維持管理及び漁港の整備に支障のない範囲であること 工作物等の規模・構造等が適正なものであること 						
	受付機関	農林事務所	処理機関	農林事務所	交付機関	農林事務所	標準処理期間 30日 標準経由期間 日